

各 論

第4章 計画の重点施策

第5期計画の将来像である「いつまでも活動的で元気に暮らせるまち・せつつ」をめざすためには、第2章の【4. アンケート調査結果の概要】からうかがえるように、「介護予防」、「認知症支援」、「暮らし」といった事柄に対する施策に力を入れていく必要があります。

また、「せつつ高齢者かがやきプラン推進会議」においては、介護や支援を必要とする方だけでなく、すべての高齢者が活動的で元気に暮らすための「介護予防」や「健康づくり」の取組み、家族介護者の精神的・身体的負担を軽減させるための「家族介護支援」に対して多くの意見が出されました。

こうしたことから、「第5期せつつ高齢者かがやきプラン」では、「介護予防と健康づくりの推進」、「認知症高齢者への支援」及び「在宅生活への支援」の3つを重点施策として取り組みます。

1. 介護予防と健康づくりの推進

◆◇重点施策を進めていくうえでの課題認識◆◇

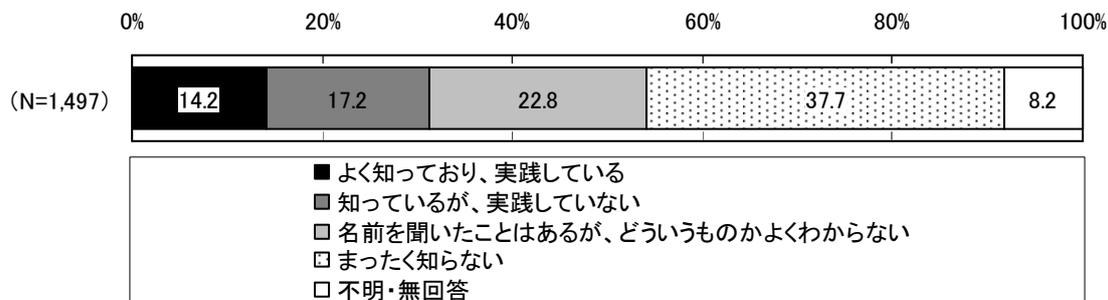
本市では、平成22年の高齢化率が19.7%となっており、比較的高齢化率が低く、若い世代が多くなっています。しかし、今後は高齢者数が急速に増加していくことが予測されます。

こうしたなか、40歳代、50歳代の壮年期からの健康づくりをはじめ、介護予防を推進していくことが重要です。

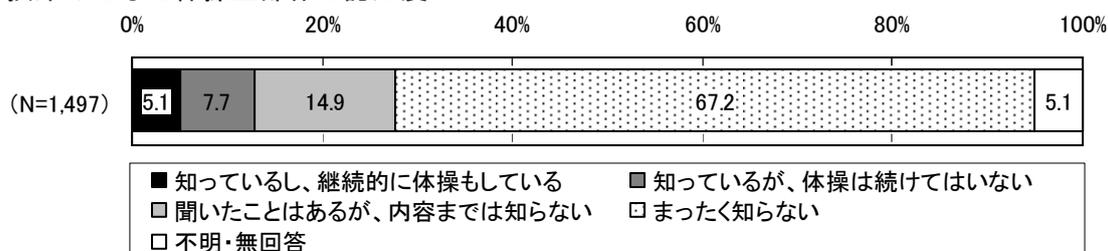
しかし、「市民意向調査」の結果をみると、介護予防の認知度では、知らない方の割合が6割以上となっています。また、本市が重点をおいて取り組んでいる「摂津みんなで体操三部作」については、知らない方が8割以上となっています。

一方、同調査において、自宅で手ごろにできる運動や健康づくりなどの指導を望む声が多くみられました。運動器の機能向上は、介護予防事業の中核であることから、多くの高齢者が参加できるような仕組みづくりが必要です。そのためには、今後、身近な地域や他の社会資源と連携しながら介護予防を推進し、介護予防を身近なものとしてとらえ、健康づくりを推進する体制を拡充していく必要があります。

◆介護予防の認知度



◆摂津みんなで体操三部作の認知度



◆◇介護予防と健康づくりの推進方策◇◆

① 介護予防の効果的な推進

本市では「摂津みんな体操三部作」を実施しており、地域に各健康づくりグループができています。また、体操の場が健康づくりだけでなく、交流の場にもなっており、コミュニティづくりにもつながっています。今後もこうした健康づくりグループを育成し、楽しく健康づくり・コミュニティづくりに参加できる環境をつくりまします。特に安威川以南圏域は、以北圏域に比べ団体数が少ないため、増加に向けて取組みを進めます。また、こうした団体を通じて、主体的な健康づくりや介護予防の活動を広げていき、元気な高齢者の育成を図ります。

② 健康づくり・生活習慣病予防の推進

壮・中年期死亡を減少させ、高齢期に活力ある生活を送る（健康寿命の延伸）には、若年期及び壮・中年期における健康づくりや生活習慣病予防が大切となります。栄養・食生活の改善、運動・身体活動の習慣化及び禁煙等による健康づくりは介護予防の基礎であることから、「健康せつつ21」と連携し、壮・中年期の健康づくりを進めながら、高齢者の心身の健康づくりにつなげます。

③ 地域の資源と連携した介護予防・健康づくりの推進

総合型地域スポーツクラブや地域のサロン活動などと連携して、生きがいづくりとあわせて介護予防や健康づくりを推進します。

特に総合型地域スポーツクラブでは、高齢者向けのスポーツを実施するだけでなく、「摂津みんな体操三部作」や介護予防事業を実施することにより、身近なことから介護予防につなげます。

2. 認知症高齢者への支援

◆◇重点施策を進めていくうえでの課題認識◇◆

「日常生活圏域ニーズ調査」の結果をみると、年齢が高まるにつれ、認知症リスクが高まっており、本市でも高齢者が今後も増加傾向にあるため、より一層認知症対策は重要となっています。

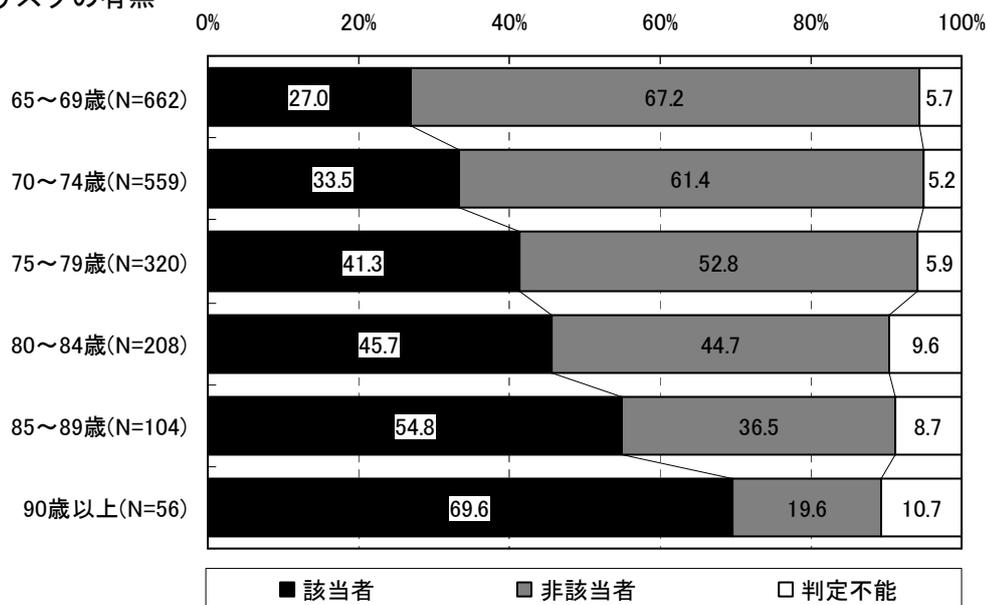
また、「市民意向調査」の結果をみると、認知症になっても安心して暮らせる環境や安全に暮らせる環境づくりが重要と認識しつつも、地域がそのような状態にないということがうかがえます。認知症の方が安心して暮らせるまちにするための必要な取り組みでは、認知症への理解の促進や認知症に対する相談やサービスの充実、介護者への支援などが求められています。

「認知症高齢者実態把握調査」では、ご本人やご家族から「既存サービスの充実」と「ボランティアへの期待」の声が多くきかれました。

こうしたなか、本市では「認知症支援プロジェクトチーム」を立ち上げ、地域組織・住民、大学、介護・医療・福祉の各機関や団体、事業者、行政などが連携し、企画・立案のもと、高齢者が認知症になっても身近な地域で生活できるための仕組みをつくっています。

今後もこうした仕組みを生かしながら、地域における認知症への理解や見守り、ボランティアの育成などの施策を推進していくことが求められています。

◆認知症リスクの有無



◆◇認知症支援プロジェクトチームによる地域支援の推進方策◆◇

「認知症高齢者実態把握調査」では、ご本人やご家族から「既存サービスの充実」と「ボランティアへの期待」の声が多くきかれました。今、具体的にできることを「認知症支援プロジェクトチーム」で考え、地域展開を図っていきます。

① 地域支援の推進

老人介護者（家族）の会といった地域組織・住民をはじめ、社会福祉協議会やサービス事業所、保健所といった介護・医療・福祉、近隣の大学、行政などが連携しながら、包括的な地域支援に向けた施策の推進を図ります。

●徘徊見守り

地域による見守りのための体制づくりを進めます。

●介護者家族の会への支援

介護者同士が交流や相談、情報交換を行うなどの機会づくりができるよう、介護者家族の会へ必要な支援を行います。

●キャンペーンの実施

認知症や認知症に対する取組みの周知を行うとともに、ロゴやバッチ、チラシなどの配布物を作成し、認知症に関する啓発を進めます。

●介護サービス事業者による地域活動の推進

事業者が地域の認知症ケアの拠点として講座を開催したり、また地域に応じた取組みを展開し、地域活動の推進を図ります。

●ボランティアの育成

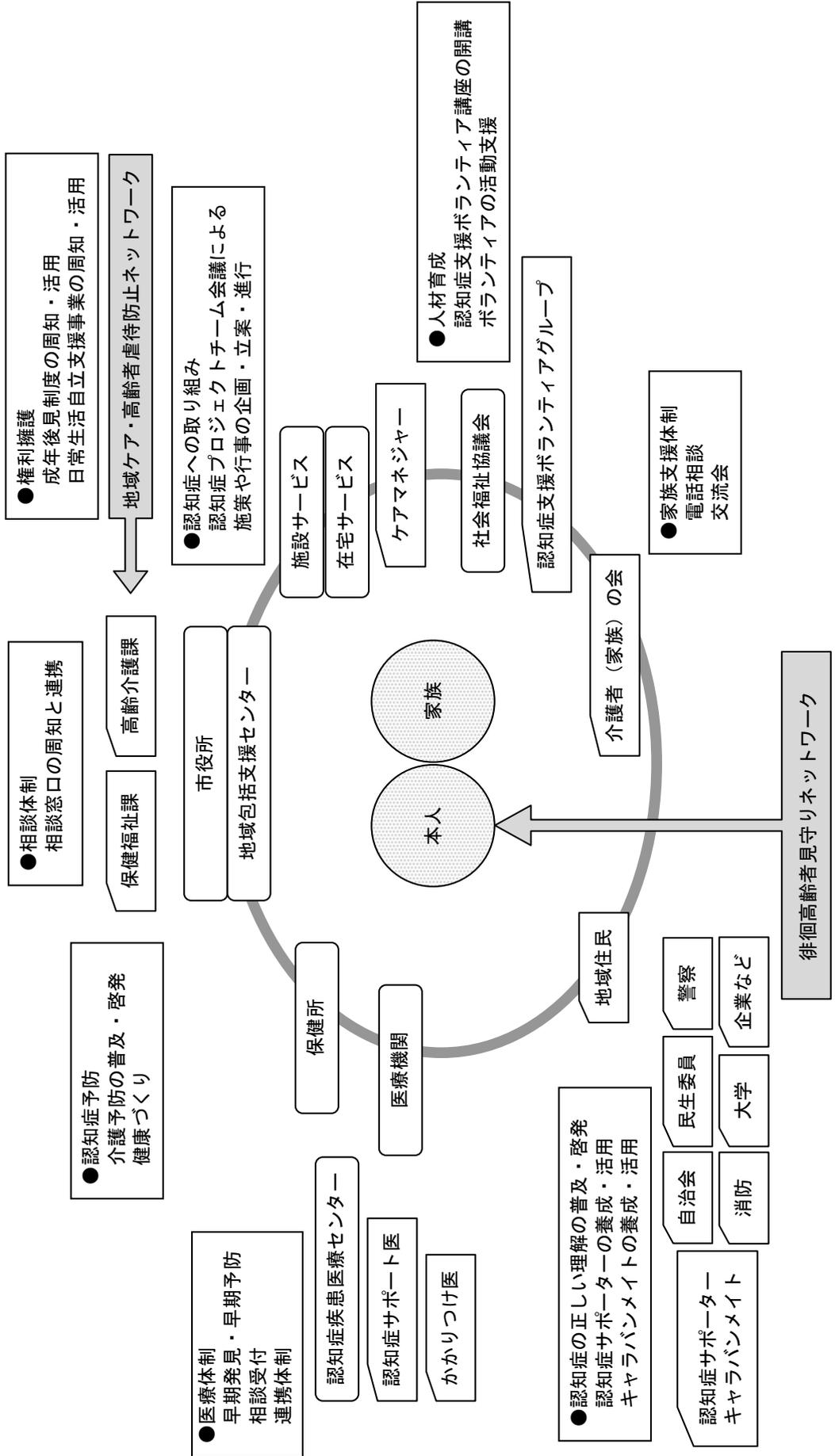
散歩や外出ボランティア、傾聴ボランティアなどの、認知症ボランティアを育成します。

② 認知症の方や家族が安心して暮らせるあったかまちづくりの推進

認知症の方やその家族が安心して身近な地域で暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを中心に、地域組織・住民、介護・医療・福祉、近隣の大学、行政などとの連携を強化します。特に、保健所やかかりつけ医などとも連携しながら、認知症サポート医の確保や医療機関との連携強化を図ります。

また、こうしたネットワークを通じて相談体制の充実を図るとともに、権利擁護に関する制度や事業の活用、認知症サポーターによる見守り、介護者への支援など、必要なサービスに結びつけます。

認知症の方や家族が安心して暮らせるあったかまちづくりイメージ



3. 在宅生活への支援

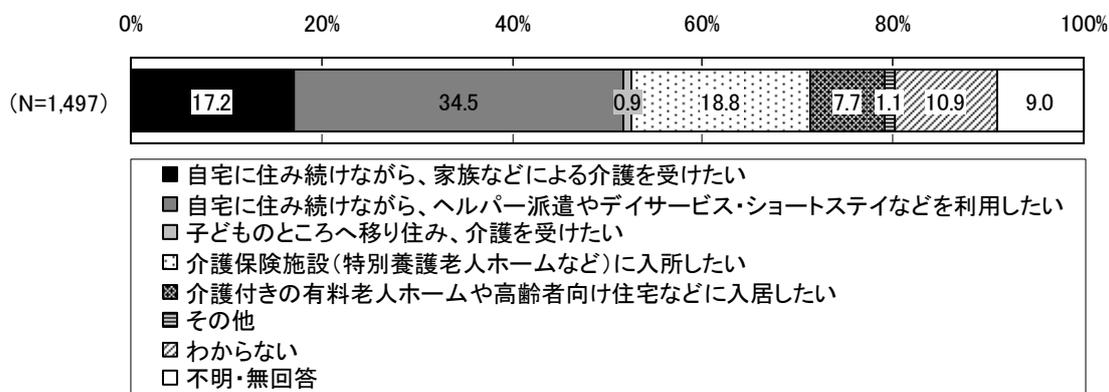
◆◇重点施策を進めていくうえでの課題認識◇◆

「市民意向調査」の結果の「今後、望む暮らし」については、「自宅に引き続きながら、家族などによる介護を受けたい」「自宅に引き続きながら、ヘルパー派遣やデイサービス・ショートステイなどを利用したい」と答えた方が5割を超えており、身近な地域での生活を望んでいることがうかがえることから、一人ひとりの思いを実現できるよう、在宅で生活するうえでの支援の充実が必要となっています。

一方で、「家族介護者への聞き取り調査」や「介護支援専門員調査」などの結果をみると、家族介護者の精神的・身体的負担は大きいことから、その軽減を図る必要があります。

また、「ひとり暮らし高齢者実態把握調査」の結果をみると、災害などの緊急時の避難について不安が大きいことから、災害時における高齢者支援の体制づくりなどを重点的に推進し、身近な地域で安心して暮らせる環境をつくることが課題となっています。

◆今後、望む暮らし



◆◇在宅生活への支援の推進方策◆◇

① 家族介護者への支援

「家族介護者への聞き取り調査」や「介護支援専門員調査」の結果を受けて、家庭環境や要介護者の状態により、様々な支援の必要があるものの、とりわけ必要性が高い「精神面のケア」「緊急時のショートステイ利用」「情報提供」の充実を図ります。

具体的には、「精神面のケア」では、介護による精神的・身体的負担を軽減できるよう、介護者家族の会や事業者と協働して、中学校区ごとに介護者同士の交流会や介護者教室、介護相談を一体的に実施することを検討します。

「緊急時のショートステイ利用」については、後述で施設整備計画に位置づけている地域密着型特別養護老人ホームに併設したショートステイの整備を検討し、ベッド数の増加を図ります。また、サービス事業者や関係組織などと連携しながら、緊急時にも安心してサービスを利用できる体制の整備を図ります。

「情報提供」については、地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカーをはじめ、ケアマネジャー（介護支援専門員）、民生児童委員などと連携しながら、様々な機会をとらえた情報提供を行い、必要なサービスにつなげる体制づくりに努めます。

特に、介護者に最も身近な存在であるケアマネジャーは、フォーマル・サービスだけでなく、インフォーマル・サービスを含めた、情報提供・介護支援を行う必要があることから、ケアマネジャーに対する積極的な情報提供と助言に努めます。

② 災害時における高齢者支援体制の確立

「ひとり暮らし高齢者実態把握調査」の結果を受けて、要援護者への災害時の支援体制を整えます。具体的には、災害時に要援護者と想定されるひとり暮らし高齢者の方の名簿を作成し、自治会及び民生児童委員への名簿提供を行います。また、消防、防災管財課をはじめとする関係各課のほか、民生児童委員、自治会、老人クラブなどの地域組織と連携し、安否確認方法、避難誘導、避難者への支援内容、認知症高齢者への対応等について、それぞれの役割分担を明確にします。

支援体制などを定めた全体計画についても、関係課と連携し、早期に確立します。

介護保険サービス事業者に対しては、マニュアルの整備など、有事における対応意識の醸成や、避難所における介護体制の整備などを進めるように努めます。